

## ② 七ヶ浜町役場庁舎機械警備委託事業 仕 様 書

- 1 事業名 令和3年度七ヶ浜町役場庁舎機械警備委託事業
- 2 事業場所 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地の1
- 3 事業施設 七ヶ浜町役場庁舎  
延床面積 2,521.01平方メートル  
SRC造 地下1階地上3階
- 4 事業目的 七ヶ浜町役場庁舎における施設及び財産の保護管理
- 5 事業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 6 事業内容 (1) 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止  
(2) 機器異常時の早期対応
- 7 警備担当員  
受託者は、警備担当員について身分・性向が正しく、受託業務に関する知識、経験を有する者を選考し、これに充てるものとする。
- 8 警備方法  
物件の警報装置と受託者の監視装置との機械警備による。  
なお、警報装置及び監視装置の設置場所は、別添図面を参考とすること。
- 9 警備時間  
町職員が退庁したことを警備員が確認したときとする。
- 10 異常発生時の措置  
受託者は警備実施時間内に受託者のコントロール・センターにおいて、物件の異常情報を受信したときは、直ちに現場に急行し異常情報の内容を確認し、必要に応じて遅滞なく警察署または消防署に通報し、緊急出動の

要請等を行い、併せて委託者に連絡するものとする。

#### 1.1 事故報告

受託者は、物件に事故が発生した場合は、速やかに事故の内容を緊急連絡者に報告し、その後事故報告書を委託者に提出するものとする。

#### 1.2 鍵の預託

警備実施に必要な委託者から受託者に預託された鍵は、厳重に保管使用するものとする。

#### 1.3 警備機械の設置、撤去

装置の設置及び撤去に関する費用は、受託者の負担とする。

なお、装置を撤去する場合は、この契約の終了時まで受託者の負担により委託者の建物に附属させた物を収去し、原状に復して委託者に返還しなければならない。

#### 1.4 警備装置の保守点検

受託者は、物件に設置した警備機械の機能について定期的に保守点検を行い、受託者のコントロール・センターにおいて正常作動を確認するものとする。万一作動に異常を認めるときは、遅滞なく補修または交換等の処置を講ずるものとする。

#### 1.5 委託者の緊急連絡者の指定

委託者はあらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に提出するものとする。

#### 1.6 警備実施計画書

警備の実施について、あらかじめ委託者に警備実施計画書を提出するものとする。

#### 1.7 その他

- (1) セブ浜町役場庁舎と隣接する水道庁舎の機械警備業務については、本事業の受託者と随意契約を行う。
- (2) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上決定するものとする。